

平成 23 年(ワ)第 1291 号.平成 24 年(ワ)第 441 号.平成 25 年(ワ)第 516 号

伊方原発運転差止請求事件

原 告 須 藤 昭 男 外 1001 名

被 告 四国電力株式会社

準備書面(1 5)

2014年 2月 17日

松山地方裁判所民事第 2 部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦 田 伸 夫
弁護士	東 俊 一
弁護士	高 田 義 之
弁護士	今 川 正 章
弁護士	中 川 創 太
弁護士	中 尾 英 二
弁護士	谷 脇 和 仁
弁護士	山 口 剛 史
弁護士	定 者 吉 人
弁護士	足 立 修 一
弁護士	端 野 真
弁護士	橋 本 貴 司

原告ら訴訟復代理人

弁護士	山 本 尚 吾
弁護士	高 丸 雄 介
弁護士	南 拓 人
弁護士	東 翔

立地審査指針違反(中央構造線)

1. 原子炉施設の設置許可基準には「災害の防止上支障がないこと」が要請されている(旧原子炉等規制法24条1項4号, 現行原子炉等規制法24条1項3号, 改訂原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)。
2. その趣旨は, 伊方1号炉についての最判平成4年10月29日が判示するとおり, 「原子炉施設の安全性が確保されないときは, 当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命, 身体に重大な危害を及ぼし, 周辺の環境を放射能によって汚染するなど, 深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ, 右災害が万が一にも起こらないようにするため, …申請に係る原子炉設置の位置, 構造及び設置の安全性につき, 科学的, 専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある」(万が一を許さない原則), 従って, 「現在の科学技術水準に照らし, 右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり, あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があり, 被告行政庁の判断がこれに依拠されてなされたと認められる場合には違法と判断すべきである。」(現在の科学技術水準原則)とされている。
3. そして, この「災害の防止上支障がないこと」の許可要件を具現化したものが原子力安全委員会の策定した「安全指針類」であり, その内, 特に基本的かつ重要なのは, そもそも立地をどこにするかを定める立地審査指針(昭和39年5月27日原子力委員会決定「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」。甲106)であって, この立地審査指針が上記伊方最判における「具体的審査基準」であることに疑いはない。
4. 立地審査指針は, 「原則的立地条件」として, 「(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが, 将来においてもあるとは考えられないこと。」と規定している。ここでいう「大きな事故の誘因となるような事象」に地震が含まれることにも疑問の余地はない。
5. 原告らは, 原告ら準備書面(13)において, 中央構造線が, 濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす能力を秘めた要注意断層ナンバーワンのA級活断層であり, M8~8.6の巨大地震を起こす恐れが指摘されており, 実際にも, 約6

2000年前, 約4000年前, 約2000年前(甲95, 97), 1596年9月1日(慶長元年豊予地震。甲100)に巨大地震が発生しており, 慶長元年豊予地震の際には, 伊方原発地点において, 震度6強あるいは震度7に達した地震と6~10mの津波が発生したとみられており, また, 将来, 少なくとも1000ガル, 2000ガル以上もあり得る強振動が伊方原発を襲う危険が指摘されていることを明らかにした。また, 同書面において, 伊方1~3号炉について, 中央構造線を無視し, あるいは活断層ではないとして許可申請がなされ, 申請のとおり許可されてしまったことも明らかにした。

6. これを上記最判の「万が一を許さない原則」「現在の科学技術水準原則」に当て嵌めると, 伊方1~3号炉が「具体的審査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があり, 被告行政庁の判断がこれに依拠されてなされたと認められる場合」に該り, 「違法と判断すべきである」ことは明白である。
7. よって, 伊方1~3号炉の許可は明らかに無効であって, 本来許可を受けることの出来なかった伊方原発の運転が許されないこともまた明白である。